

第 7 回

熊本県議会

# 建設常任委員会会議記録

平成22年12月14日

開 会 中

場所 第 5 委 員 会 室

第 7 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成22年12月14日(火曜日)

午前10時0分開議

午前11時18分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成22年度熊本県一般会計補正予算(第9号)

議案第3号 平成22年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)

議案第4号 平成22年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第12号 熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 専決処分の報告及び承認について

議案第22号 平成22年度熊本県一般会計補正予算(第10号)

議案第23号 平成22年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)

請第50号 公共事業における需給アンバランスの早期是正を求める請願

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告第2号 専決処分の報告について

報告第3号 専決処分の報告について

報告事項

①新熊本県建設産業振興プランについて

②平成23・24年度の建設業者格付に係る変更事項について

③公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例について

④熊本県高齢者居住安定確保計画の策定について

⑤緊急総合経済対策に伴う事業の早期執行について

出席委員(7人)

委員長 重村 栄

副委員長 高木 健次

委員 早川 英明

委員 井手 順雄

委員 鎌田 聡

委員 森 浩二

委員 上田 泰弘

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長 戸塚 誠司

総括審議員兼

次長 天野 雄介

次長 鷹尾 雄二

次長 生田 博隆

土木技術管理室長 野田 善治

首席土木審議員兼

監理課長 古里 政信

用地対策課長 佐藤 國一

土木技術管理室副室長 竹下 喜造

道路整備課長 猿渡 慶一

道路保全課長 安達 博行

河川課長 林 俊一郎

港湾課長 湯山 修市

都市計画課長 内田 一成

下水環境課長 西田 浩

建築課長 坂口 秀二

営繕専門監 平野 和実

住宅課長 澤井 健次

砂防課長 高永 文法

事務局職員出席者

議事課課長補佐 上野 弘成

政務調査課主幹 竹本 邦彦

午前10時0分開議

○重村栄委員長 ただいまから第7回建設常

任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることにいたしました。

それでは、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。また、本日の説明等を行われる際は、執行部の皆さんは着座のままで結構でございます。

それでは、戸塚土木部長に総括説明をお願いいたします。

○戸塚土木部長 おはようございます。

まず初めに、ことし10月に、八代港管理事務所職員が、個人情報を含む外部記録媒体USBメモリーを紛失し、関係者並びに委員の皆様にご迷惑をおかけしたことにつきまして、この場をおかりしましておわび申し上げます。

今後、このようなことがないよう、職員に対して、個人情報の適切な取り扱いと情報漏えい防止の徹底を図ってまいります。

続きまして、最近における土木部行政の動向について御報告申し上げます。

県内の景気動向につきましては、海外景気の下振れや円高などの影響から、回復テンポが鈍化しつつあるとされております。また、雇用情勢についても、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況を踏まえまして、土木部としましては、去る11月26日に成立した国の平成22年度補正予算に基づく円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策に対応した公共事業費の増額補正をお願いしております。

また、11月に新聞報道されましたが、建設投資に対する建設業者数の多さ、いわゆる供給過剰という状況においても、技術と経営に

すぐれた企業がしっかりと地域に残っていけるよう、各企業や行政が一体となって取り組む施策について方針をまとめ、新たな建設産業振興プランとして、先般、策定いたしました。

今後、この新しい建設産業振興プランに沿って、具体的な支援策や事業についてアクションプログラムを取りまとめ、建設産業振興に取り組んでまいります。

九州新幹線鹿児島ルートにつきましては、建設工事は完了し、平成23年3月の開業に向けた準備が順調に進められております。8月から始まった試験走行も、11月に無事完了し、現在はJR九州による訓練運転が実施されております。

県といたしましては、今後とも、新幹線沿線地域の環境保全についての適切な対応を鉄道・運輸機構に要請しつつ、全線開業に向けて、引き続き支援してまいります。

それでは、今定例県議会に提案しております土木部関係の議案について御説明いたします。

今回提案しております議案は、補正予算関係議案5件、条例等関係議案2件、報告関係2件でございます。

初めに、補正予算の概要について御説明いたします。

今回の補正予算は、冒頭提案分3件、追加提案分2件、合計5件の御審議をお願いしております。

冒頭提案分につきましては、社会資本整備総合交付金事業の事業間調整に伴う増や内示増減のほか、梅雨前線豪雨等に伴う県管理の河川、砂防、道路等の公共土木施設の災害復旧など、災害関係事業に要する経費等に伴う補正で、一般会計で合計1億1,279万3,000円の増額補正をお願いしております。

あわせて、公共事業の発注の平準化等を図るため、県単独の公共事業について9億5,100万円の債務負担行為を設定し、事業の

早期かつ円滑な執行を図ることとしております。

また、次年度へ繰り越す繰越明許費の設定として、317億7,300万円をお願いしております。

追加提案分につきましては、国の補正に基づく円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策に対応した公共事業費について、一般会計、特別会計を合わせて45億2,726万3,000円の増額補正をお願いしております。この結果、冒頭提案分と合算した11月補正予算総額は46億4,005万6,000円となります。

あわせて、熊本北部流域下水道建設費に係る債務負担行為の設定の変更もお願いしております。

また、繰越明許費の設定として、国直轄事業負担金を除いた35億1,904万8,000円の追加設定をお願いしております。この結果、冒頭提案分と合算した繰越明許費の設定総額は352億9,204万8,000円となります。

次に、条例等関係議案につきましては、熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について1件、専決処分の報告及び承認について1件、計2件の御審議をお願いしております。

報告案件につきましては、職員の交通事故に係る専決処分の報告について2件を御報告させていただきます。

その他報告事項につきましては、熊本県建設産業振興プランについて外4件でございます。

以上、議案の概要等を総括的に御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

今後とも、各事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

○重村栄委員長 次に、付託議案等について

関係課長から順次説明をお願いいたします。

○古里監理課長 監理課でございます。

最初に、資料の確認をお願いいたします。

今回は、建設常任委員会説明資料を、冒頭提案分と追加提案分の2冊としております。その他報告事項を5件用意しております。

なお、建設常任委員会説明資料につきましては、表紙に括弧書きで予算関係追号と記載しておりますが、これが追加提案分、もう一方が冒頭提案分でございます。予算関係の議案の説明に関しましては、各課ごとに、冒頭提案分に続き、追加提案分を説明させていただきます。

それではまず、冒頭提案分の第1号議案平成22年度熊本県一般会計補正予算の概要について説明させていただきます。説明資料の1ページをお願いします。

平成22年度補正予算の資料でございます。

このページは、土木部全体の予算額の状況を記載しているところでございます。

ただいま部長から説明がございましたとおり、冒頭提案分の補正予算につきましては、社会資本整備総合交付金事業の事業間調整に伴う増や内示増減のほか、梅雨前線豪雨等によります災害復旧関係予算等の予算を計上しているところでございます。

その内訳につきましては、上段の表の2段目でございますが、一般会計の普通建設事業といたしまして、補助事業で5,270万円、単県事業で2,645万円の増額を計上しております。

次に、災害復旧事業といたしまして、補助事業で802万8,000円、単県事業で2,543万5,000円の増額を計上しております。合わせまして、一般会計といたしまして1億1,279万3,000円の増額でございます。

なお、右の特別会計については、冒頭提案分での補正額はございません。

11月補正後の合計額は、一番下の右の合計

欄の3段目になりますが、追加分の説明の際にあわせて御説明させていただきますので、説明は割愛させていただきます。

次に、2ページの平成22年度11月補正予算の総括表をお願いいたします。

すべて一般会計のみでございます。各課の補正額とその財源内訳を記載しております。河川課が3,364万3,000円、港湾課が5,270万円、都市計画課が2,645万円の増額でございます。合計で1億1,279万3,000円の増額となっております。

表の最下段の欄をごらんいただきたいと思っております。

さらに、その右でございますが、財源内訳といたしまして、国庫支出金が2,818万8,000円、地方債が4,000万円、その他が3,279万円、一般財源が1,181万5,000円の増額となっております。

また、3ページ以降、各課の予算に出ておりますが、県単独に係りますゼロ県債について、9億5,100万円の債務負担行為の設定をお願いしております。

これは、事業発注の平準化と早期発注によります事業効果の早期発現を図るため、設定をお願いするものでございます。

冒頭提案に係ります土木部全体の予算額の状況は以上でございます。

次に、追加提案分の第22号議案平成22年度熊本県一般会計補正予算及び第23号議案平成22年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算の概要について説明させていただきます。

追号分の資料をお願いしたいと思います。

1ページでございますが、部長の総括説明にありまして、追加提案の補正予算におきまして、国の経済対策関連の予算を計上しております。

まず、一番上の2段目の補正額の欄につきましては、冒頭提案分として先ほど御説明させていただきますのでございます。

予算関係の追号の内訳につきましては、3

段目に、追加補正額の欄でございますが、一般会計の普通建設事業といたしまして、補助事業で13億1,736万1,000円、単県事業で19億8,968万7,000円、直轄事業で10億821万5,000円の増額を計上しております。合わせまして、一般会計の計は43億1,526万3,000円の増額でございます。

その右の特別会計でございます。

投資的経費が2億1,200万円の増額を計上しております。

その右側の一般会計、特別会計を合わせました合計欄でございますが、45億2,726万3,000円の増額となっております。

次に、その下の段の4段目の経済対策分の欄でございますが、今回の予算関係の追号は全額経済対策分でございます。

以上、11月補正後の合計額、一番右側の合計欄の5段目でございますが、冒頭の追加分の1億1,279万3,000円と合わせまして、969億4,972万6,000円となっております。

また、各課別の内訳につきましては、その下の表のとおりでございます。

次に、2ページでございます。

補正予算総括表の追号をお願いいたします。

各課の追加補正額とその財源内訳を記載しているところでございます。左から3列目になりますが、追加補正額の欄でございます。

まず、一般会計でございます。

道路整備課が15億2,640万4,000円、道路保全課が8億5,479万2,000円、河川課が6億3,357万3,000円、港湾課が1億720万円、都市計画課が8億9,914万円、砂防課が2億9,415万4,000円の増額でございます。合計で43億1,526万3,000円の増額となっております。

次に、下から2段目の流域下水道事業特別会計でございます。

下水環境課が2億1,200万円の増額でございます。

表の最下段でございます。土木部合計欄で

ございます。45億2,726万3,000円でございます。

さらに、その右側の財源内訳といたしまして、国庫支出金が19億2,733万3,000円、地方債が23億8,100万円、その他が1億9,181万円でございます。一般財源が2,712万円の増額となっております。

追加提案分に係ります土木部全体の予算額の状況は以上でございます。

引き続き、申しわけございませんが、冒頭提案の方に返っていただきまして、冒頭提案の3ページでございます。

建設単価調査費でございます。

平成23年4月1日から実施する必要がございます建設単価調査費の業務委託につきまして、債務負担行為の設定をお願いしております。金額は1,927万9,000円でございます。

監理課関係は以上でございます。

○猿渡道路整備課長 道路整備課でございます。

まず、冒頭提案分について御説明いたします。説明資料の4ページをお願いいたします。

2行目の単県道路改築費でございます。説明欄に記載しておりますとおり、甲佐町の稲生野甲佐線ほか1カ所に係る債務負担行為の設定をお願いしております。

内容は、道路を広げた後の舗装でございまして、梅雨時期までに道路を完成させ、交通の安全と早期供用を図るものでございます。本年度の支出はありませんで、ゼロでございまして、平成23年度、計2カ所で2,000万円を限度額といたします債務負担行為の設定をお願いいたしております。

冒頭提案分は以上でございます。

次に、予算関係追号分につきまして御説明いたします。説明資料の予算関係追号の3ページをお願いいたします。

まず、2行目の国直轄事業負担金でござい

ますが、6億1,100万円余の追加補正をお願いしております。

これは、説明欄に記載しておりますとおり、国の経済対策に伴います負担金の増でございます。九州横断自動車道延岡線、国道3号ほかの事業促進を図るものでございます。

次に、4行目の道路改築費でございます。2,000万円の追加補正をお願いしております。

経済対策に伴う増といたしまして、上天草市の国道266号、これは熊本天草幹線道路の大矢野バイパスのことでございますが、これの事業促進を図るものでございます。

それから、5行目の地域道路改築費でございますが、説明欄に記載しておりますとおり、経済対策に伴う増といたしまして、国道が御船町の445号ほか5カ所、県道は山鹿市の日田鹿本線ほか16カ所について、合わせまして8億9,500万円余の追加補正をお願いしております。

最下段でございます。道路整備課の追号分といたしまして、3事業で15億2,640万4,000円の増額補正をお願いしております。この結果、追加補正後の合計は248億1,202万1,000円となります。

道路整備課は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○安達道路保全課長 道路保全課でございます。

まず、冒頭提案分について御説明いたします。説明資料の5ページをお願いいたします。

冒頭提案分としては、道路舗装費で総額3億8,100万円のゼロ県債の設定をお願いしております。予算額の増減はございません。

債務設定の内容としましては、単県舗装補修事業として熊本高森線ほか13カ所、単県側溝整備事業として熊本空港線ほか10カ所を予

定しております。いずれも、現場状況などから、平成23年度早期に工事を完成させる必要がある箇所をお願いしております。よろしくお願いいたします。

次に、予算関係追号分について御説明いたします。説明資料の予算関係追号の4ページをお願いいたします。

追号分としては、国の経済対策に伴う増額補正としまして、道路施設保全改築費で総額8億5,479万2,000円をお願いしております。

増額補正の内容としましては、交通安全施設事業として国道501号ほか8カ所、電線共同工整備事業として1カ所、橋梁補修事業5カ所、舗装補修事業16カ所、災害防除事業2カ所となっております。いずれも、現場状況などから、平成22年度中に事業の進捗を図るなり、また、事業に着手する必要がある箇所をお願いしております。よろしくお願いいたします。

道路保全課からの説明は以上です。

○林河川課長 河川課でございます。よろしくお願いいたします。

それではまず、冒頭提案分について御説明いたします。説明資料の6ページをごらんください。

まず、最上段の河川等補助災害復旧費として820万8,000円の増額を計上しております。内容は、その下の市町村災害復旧指導監督事務費でございます。

右の説明欄にありますように、これは市町村が施行する災害復旧事業に係る指導監督事務費でございます。

次に、3段目の河川等単県災害復旧費で、543万5,000円の増額を計上しております。

説明欄にございますように、補助災害復旧の対象基準に満たない箇所につきまして、単県で行う災害復旧事業でございます。熊本市の小天下硯川線ほか25カ所の予算でございます。

以上、最下段にありますとおり、冒頭提案分としましては3,364万3,000円の増額補正をお願いいたします。

次に、予算関係追号分について御説明いたします。予算関係追号資料の5ページをお願いいたします。

まず、最上段の河川海岸総務費で3億5,327万3,000円の増額を計上しております。

これは国直轄事業負担金でございまして、経済対策として国が行います河川改修事業の県負担金でございまして、玉名市の菊池川ほか6カ所分でございます。

次に、3段目の河川改良費で2億8,030万円の増額を計上しております。

内容の1つ目は、その下段の河川改修事業費で2億5,000万円の増額になります。これは国からの交付金による改修事業でございまして、菊池川ほか4カ所分の予算でございます。

なお、財源内訳のその他の欄におけるマイナス1,400万円は、荒瀬ダム関連事業として企業局が実施しております百済来川に関するものでございます。国費の追加配分があったことから、企業局負担分を減額したものでございます。

2つ目が、その下段の都市基盤河川改修費で3,030万円の増額を計上しております。これは熊本市が行います河川改修事業への県からの補助金でございます。健軍川と鶯川の改修を行うものでございます。

以上、最下段のとおり、追号分といたしましては6億3,357万3,000円の増額で、冒頭分と合わせまして補正後は124億3,160万円でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○潟山港湾課長 港湾課でございます。よろしくお願いいたします。

まず、冒頭提案分について御説明いたします。資料の7ページをお願いいたします。

一般会計の港湾建設費でございますが、5、270万円の増額を計上しております。

これは社会資本整備総合交付金の事業間調整に伴う増や国庫内示額の変更に伴う増額補正でございます。内訳といたしましては、2段目の重要港湾改修事業費は2,500万円の増で、八代港の岸壁改良工事を行うものでございます。

3段目の港湾環境整備事業費は、760万円の増で、熊本港の漁業補償再取得でございます。

5段目の港湾補修事業費は、2,010万円の増で、八代港ほか2カ所の補修工事を行うものでございます。

次に、4段目の単県港湾整備事業費は、債務負担行為の設定でございます。熊本港ほか3カ所の維持しゅんせつ事業で、限度額5億5,000万円の設定でございます。

設定理由といたしましては、ノリ養殖により、9月下旬から3月下旬までの半年間工事ができなくなるため、早期に工事を終了させる必要があるためでございます。

以上、冒頭提案分としまして、一般会計で5,270万円の増額を計上しております。

続きまして、8ページの港湾整備事業特別会計について御説明いたします。

施設管理費の債務負担行為の設定でございます。熊本港管理事務所の庁舎等管理業務で限度額950万5,000円の設定でございます。

冒頭提案分としては以上でございます。

続きまして、予算関係追号分について御説明いたします。資料の6ページをお願いいたします。

一般会計の港湾建設費でございますが、追加補正額の欄にありますように、1億720万円の増額を計上しております。

これは国の経済対策に伴う増額でございます。内訳といたしまして、2段目の地方港湾改修事業費が6,400万円の増で、長洲港の防波堤工事を行うものでございます。

3段目の港湾補修事業費が4,320万円の増で、三角港ほか1カ所の補修工事を行うものでございます。

以上、追号分も含めまして、港湾課の補正後の合計額は、最下段にありますように、58億3,244万円でございます。

港湾課は以上でございます。よろしく御願いたします。

○内田都市計画課長 都市計画課でございます。

それではまず、冒頭提案分について御説明いたします。説明資料の9ページをお願いいたします。

都市公園費でございますが、右の説明欄にありますとおり、熊本県民総合運動公園内の老朽化した休憩棟改築費、サッカー普及促進のための振興拠点施設整備を行う経費として、2,645万円の増額をお願いしています。

なお、本事業は、地域活性化公共投資臨時基金活用事業として実施するもので、今年度は解体工事及び本体設計等を行うものでございます。

これによりまして、都市計画課の冒頭提案に係ります補正後の予算総額は、最下段にありますとおり、146億5,930万2,000円になります。

以上、よろしく御願いたします。

次に、予算関係追号分について御説明いたします。説明資料の予算関係追号の7ページをお願いいたします。

第1段目の都市計画総務費でございますが、連続立体交差事業費におけるJR鹿児島本線ほか1線につきまして、国の経済対策に伴い、6億5,944万円の増額をお願いしております。

次に、3段目の街路事業費でございますが、街路整備事業費における新市街水前寺線ほか4カ所につきまして、国の経済対策に伴い、2億3,970万円の増額をお願いしており

ます。

以上、都市計画課としましては、最下段にありますとおり、8億9,914万円の増額補正をお願いしております。

追加補正後の予算総額は155億5,844万2,000円になります。よろしく願いいたします。

○西田下水環境課長 下水環境課でございます。

冒頭提案分につきましては該当ございません。

追加提案分につきまして御説明いたします。予算関係追号の説明資料の8ページをお願いいたします。

流域下水道事業特別会計の熊本北部流域下水道建設費につきまして、2億1,200万円の補正を計上しております。

生活排水の処理を行っている熊本北部浄化センターにおきまして、発生する汚泥の減量化や安定化を行う重力濃縮設備、汚泥消化設備の老朽化が進んでまいりましたので、改築、更新を行うものでございます。

また、そのことに関連し、工事が23年度にまたがりまますので、説明欄に記載のとおり、23年度の債務設定額を6億6,300万円、2億1,000万円の増額補正をお願いしております。

下水環境課は以上でございます。

○高永砂防課長 砂防課でございます。

冒頭提案分には補正予算はございません。

予算関係追号分について御説明いたします。

経済対策に伴う増として砂防費を計上しております。説明資料の9ページをお願いいたします。

2段目の地すべり対策事業費は、2,000万円を計上し、天草市女岳出地区において、地すべりを抑止するためのくい施工を予定し

ております。

3段目の急傾斜地崩壊対策事業費は、1億7,042万1,000円を計上し、天草市山の浦地区ほか1カ所において、急傾斜地の崩壊を防止する擁壁の施工を予定しております。

4段目の国直轄事業負担金は、国が八代市泉町において実施予定の川辺川流域砂防事業の負担金で、4,373万3,000円を計上し、朴木砂防えん堤群の整備を予定しています。

5段目の火山砂防事業費は、6,000万円を計上し、小国町山内川野川において護岸の整備を予定しております。

以上、最下段に記載のとおり、予算関係追号分として合計で2億9,415万4,000円の増額補正をお願いしております。御審議をよろしく申し上げます。

○古里監理課長 監理課でございます。

平成22年度の繰越明許費についてでございます。追加提案分の10ページをお願いしたいと思います。

冒頭提案に係ります繰越明許費につきましては、ちょうど中ほどの設定金額の欄に、さらに、追加提案に係ります繰越明許費につきましては、その右になりますが、追加設定金額の欄に記載をしております。

まず、冒頭提案に係ります繰り越しでございますが、9月補正後の本年度予算に対しまして、過去の繰越確定率等によりまして算定しました繰越金額について設定をしております。

追加提案分につきましては、経済対策に伴います追号予算のうち、国の直轄事業負担金を除く分の全額につきまして設定をお願いしているものでございます。

土木部におけます平成22年度の繰越明許費は、1の一般会計でございますが、冒頭分が、その下になりますが、312億8,300万円、その右でございますが、追加設定分が33億704万8,000円でございます。合わせて、さらに

その右にございますが、345億9,004万8,000円の設定をお願いしております。

2の流域下水道事業の特別会計でございます。

冒頭提案分が4億9,000万円、追加提案分が2億1,200万円でございます。合わせて7億200万円の設定をお願いしております。

なお、一般会計、特別会計を合わせました土木部合計額は、一番下の合計欄に記載しておりますとおり、冒頭分が317億7,300万、追加提案分が35億1,904万8,000円でございます。合わせて352億9,204万8,000円となります。

事業の繰越額の縮減につきましては、改めて事業の進行管理と効率的な執行を図るよう徹底し、引き続き縮減に努めてまいり所存でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○内田都市計画課長 委員会資料の11ページをお願いいたします。

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について御提案いたしております。

その概要につきまして、資料の12ページにより御説明申し上げます。

まず、2、制定改廃の必要性についてでございますが、熊本県民総合運動公園の運動広場にコインロッカーを設置することに伴い、使用料の額の設定をお願いいたしております。

次に、改正の内容につきまして、3、内容をごらんください。

運動広場に設置するコインロッカーの使用料を、1箱1回につき50円と定めるものです。

また、この条例の施行日については、平成23年1月1日としております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○林河川課長 河川課でございます。資料の13ページをごらんください。

第19号議案専決処分の報告及び承認についてでございます。

内容につきましては、14ページの概要版で御説明いたします。

まず、1の日時でございますが、本件は、ことし8月29日日曜日午前7時25分ごろ、2に記載しております荒尾市増永の荒尾海岸でのボランティア清掃中の事故になります。

事故の状況につきましては、5に記載しておりますが、荒尾海岸の清掃活動におきまして、緩傾斜護岸ののり面を清掃中に、被覆石の間に生じた空洞に足をとられ、和解の相手方が腰を負傷したものであります。

空洞の原因は、工事竣工部の経年変化の中で、被覆石の間の砂が波によって吸い出されていたものであります。

3の過失割合でございますが、海岸管理者としては、小規模ではございますが、周囲に陥没箇所が見受けられながら、危険防止の措置を講じていなかった点、和解の相手方としましては、事故現場の近くに居住し、現地の変状を知っていたという点を考慮いたしました。過失割合はそれぞれ6割と4割にいたしました。

賠償額としましては、4にございますように、入院費、治療費、休業中の損失等の損害額の合計67万3,417円の6割に当たります40万4,050円を賠償額としたものであります。

なお、本件につきましては、先月11月17日に専決処分をいたしました。

以上でございます。

○古里監理課長 15ページをお願いいたします。

報告第2号専決処分の報告でございます。

職員に係ります交通事故の和解、損害賠償額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により行いました専決処分の報

告でございます。

詳細につきましては、16ページの概要により説明させていただきます。

この事件は、本年7月13日午後1時50分に、八代市鏡町北新地地内の交差点で発生したものでございます。

相手方との示談交渉の結果、県の過失90%、相手方10%で合意したものでございまして、損害賠償額は5万4,788円でございます。

5番の事故の状況でございますが、八代振興局の土木部維持管理課嘱託職員が運転の公用普通貨物車が、大鞘川の右岸の堤防道路を下流方向に進行中、交差します県道八代不知火線を宇城方面から直進してきました相手方車両と接触し、双方の車両が破損したものでございます。

17ページをお願いいたします。

報告第3号、同じく専決処分の報告でございます。

詳細につきましては、18ページの概要により説明させていただきます。

この事故は、本年8月20日午後3時ごろに、熊本市本山二丁目地内の交差点で発生したものでございます。

相手方との示談交渉の結果、県の過失95%、相手方5%で合意したものでございまして、損害賠償額は23万6,459円でございます。

事故の状況といたしましては、新幹線・熊本駅周辺整備事務所の主幹が運転いたします公用普通貨物車が、変則五差路の交差点におきまして、左折して市道に侵入する際に、優先道路を右の方から直進してきました相手方車両と接触し、双方の車両を破損したものでございます。

以上、交通事故に係ります専決処分について報告を説明いたしました。2件の交通事故につきましては、いずれも県が加入しております任意保険の対応でございます。

職員の交通事故防止及び交通違反防止につきましては、さらに徹底を図るよう取り組んでまいり所存でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○重村栄委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑のある方は、挙手の上で発言をお願いいたします。

質疑はございませんか。

○鎌田聡委員 追号の方の7ページですね、都市計画課の連続立体交差事業費が計上されていますけれども、これはJR鹿児島本線はわかりますが、ほか1線というのはどちらになるんですかね。

○内田都市計画課長 連続立体交差事業は、鹿児島本線と豊肥本線の2つのJR線を連続立体交差事業として事業実施しております。豊肥線のことをほか1線ということで書いております。

○鎌田聡委員 今回、経済対策でまた追加補正になりましたので、少し完成時期というのは前倒しになるんですか。

○内田都市計画課長 今のところ、完成時期が、この6億5,900万円をもって前倒しになるということではないのではないかとこのふうに見込んでおります。今のところ、28年度を目指して事業を進めておるところでございます。

○鎌田聡委員 はい、わかりました。

もう1点、運動公園のコインロッカーの条例が出されておりますけれども、これはこれでいいんですけれども、実際、今までコインロッカーはなかったんですね。なかったというのがちょっと不思議で、運動公園という施

設で何でなかったのかなと思いますし、今度は新たにどれだけつけられたのかなということを教えていただきたいと思います。

○内田都市計画課長 運動公園内には、パークドームやKKWINGにはコインロッカーが設置してございます。今回設置するコインロッカーの場所は、運動広場という、昨年度人工芝にかえた広場でございまして、今回、一応32箱のコインロッカーを設置する計画でございまして。

○鎌田聡委員 はい、わかりました。

○重村栄委員長 ほかに質疑はございませんか。

○井手順雄委員 道路保全課とか、河川課とか、今度政令指定都市になれば、こうして予算が組んでありますけれども、2年後には権限を移譲すると。そういうときに、当然、工事を発注して政令指定都市に移行したとなれば、またがるわけであって、その前に多分発注は控えられるというようなことだろうというふうに思いますけれども、そういった控えるということにおいて、当然、いつごろからじゃあ発注をやめようとか、大体どの程度の金額がその分とまるのか等々、わかりましたら。

それとあわせて、例えば、その間、用地交渉とか、そういうのもずっと継続してやられておりますけれども、その政令指定都市に移行した場合、そのメンバーもかわるわけであって、その引き継ぎもせないかぬだろうし、そういったところの整合性というか、そういった格好で移行していくのか、そういった手順もお聞かせ願いたいというふうに思います。

○古里監理課長 まず、職員の関係でござい

ますが、今現在熊本市の方から熊本土木の方に職員が来ておりますが、さらに——これはまだ最終的に決まっておりますが、熊本市との協議の中で、来年度、さらに引き継ぎのための職員を多く受け入れようということで、今協議を進めているところでございます。

それから、予算に関して言いますと、当然、用地費とかそういうものについては、来年度中に用地買収が終わるような形で事業を進めていくというのが基本でございます。そういうことで、今進めております。

○井手順雄委員 なら、基本的に、再来年かな、政令指定都市になるのは。じゃあ、例えば、4月1日からなりますというようなことに仮になった場合、3月31日まで竣工しますよという工事は発注するわけですね。そういう感覚でいいんですかね。

○古里監理課長 原則、繰り越しがないような事業執行を考えております。

○井手順雄委員 じゃあ、逆に言うならば、繰り越しのあるような工事は差し控えるというような格好でいいんですかね。

○古里監理課長 逆に、差し控えるといいますか……

○井手順雄委員 発注をしないと。

○古里監理課長 発注については、直前の3月末までに完了するような工事の発注の仕方をしていくということでございますので、先生がおっしゃるような意味にとれると思います。

○井手順雄委員 じゃあ、その分の金額はどの程度になるんですか。差し控える金額です

よ。というか、発注しない、例えば年度をまたがるような工事はやめるわけでしょうけんが。

○古里監理課長 まだ具体的にそういう数字は、申しわけありませんが、つかんでいないというのが正直なところでございます。

○井手順雄委員 なら、私が今言ったような格好の仕方で引き継ぐというようなことではないんですね。

○古里監理課長 はい。

○井手順雄委員 それともう1点、14ページ、これはグリーンクリーンのときにけがされたと思うんですが、これは被害者の方がどういった格好で県の方に言ってきたんですか、けがされた方が。

○林河川課長 この事故につきましては、今先生がおっしゃいましたように、8月29日に、県とそれから県の教育委員会、それから市町村の主催で県下一斉に行いましたくまもと・みんなの川と海づくりで、それと有明海沿岸、これは4県ございますが、4県漁連等の主催による有明海クリーンアップ作戦、これにおける事故でございます。

この件につきましては、本人さんの方から、地元の振興局の方に、そういった事故がありましたという報告があつてわかったという次第でございます。

○井手順雄委員 実際、この海岸堤防の捨て石のところの清掃というのは、もうどこもここも穴ぼこだらけですよ。こういうのは――けがされたけんどうのこうのじゃないんですよ。そういうところで清掃されているというのは、そういう危険性は必ずあるわけですね、荒尾に限らず。じゃあ、こういった場合

に、例えば海岸堤防は全部ありますけれども、こうやって穴ぼこに足とられたけんけがしましたと言ったら、全部補償するわけですね、今から県は。その辺はどういう見解でしょうか。

○林河川課長 今回と同じような、護岸に覆砂を実施したという海岸保全施設は、県内にはここだけでございます。

県といたしましては、これまでも月に1回の通常目視点検ということで実施しております。それから、台風、大雨の直後にも臨時点検というのを実施しております。このほかにも、年に2回ほど安全利用点検ということで実施しております、この場所では、直近では4月に実施してございましたけれども、異常については確認できておりませんでした。

今回の事故を教訓にいたしまして、点検内容等の追加、それから充実を図っていききたいというふうに思っております。

○井手順雄委員 今、覆砂、何て……もう一回お願いします。ちょっと具体的に。1カ所て言いなはったけれども、何が1カ所ですか。

○林河川課長 今回、護岸に覆砂と申しますか、地元の要望で、被覆石の上に砂を被覆したということでございます。

地元の要望と申しますのは、被覆石の間にごみがたまりますので、それを防止したいということ、海水の浄化機能もあるということで、地元の方から護岸の上に砂をまいてほしいという要望がございましたのでまいたということで、このような砂をまいたという事例は県内ではここだけということでございます。

○井手順雄委員 じゃあ、整理すれば、その護岸に砂を入れて、その砂が海の波で洗われ

て陥没したと、そこで足をとられてけがされたから補償したんだと、ほかの堤防はそういうことをやっていないから、ほかの堤防の護岸でけがしても、こういった補償はしないというような認識ですかね。

○林河川課長 今回のような砂の流出による事故というのは、今回だけでございますけれども、ほかにつきましてはケース・バイ・ケースということで、管理瑕疵の内容を見ながらそういうふうに判断していきたいと思っております。

○重村栄委員長 井手委員いいですか。

○井手順雄委員 よかです。

○重村栄委員長 ほかに。はい早川委員。

○早川英明委員 今回の件ですが、こういう場合には、そういう清掃をされる方とか、いろんな団体の皆さん方がこれをされますが、普通だったら、自治会とかいろんなところには保険をそれぞれかけて、保険の適用というのは、この場合には、その方はなかったわけですか。

○林河川課長 主催者でございます漁連の方では、傷害保険の方に一応加入はしておられました。

県といたしましては、一定の頻度で事故が予測されます道路と違いまして、海岸においては、ほとんど事故件数というのは極めて少のうございます。ということで、費用対効果の観点も含めまして、海岸事業としては特別な予算措置は講じておりません。必要に応じて、予算措置をして対応しているという状況でございます。

○重村栄委員長 よろしいですか。

○早川英明委員 よかです。

○井手順雄委員 やっぱりこういう危険箇所、要は、俗に言う子供がそういう海岸堤防に行っちゃだめよというようなところですから、こういうところをあえてそういったボランティアで、また、毎年1回か2回か、こういうクリーン作戦をするわけであって、何かこういった事故はあるというのは想定して、何なっと、さっき先生が言われたように、保険をかけるとか、こういうところは注意してくださいとか、そういった事故防止のための何かの策をやっとかんと、もうほとんど危険な箇所ばかりですよ。そこで、みんながけがした、けがしたと言うてこられても、対応は大変でしょう。やっぱりそういったのは、ちゃんと何なっと対策をとって、今後、そういったクリーン作戦はやってください。要望です。

○重村栄委員長 ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 ないようでございますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、よろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 では、質疑はこれで終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第3号から第4号、第12号、第19号及び第22号から第23号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 御異議なしと認め、一括して採決をいたします。

議案第1号外6件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ございませ

んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外6件は、原案のとおり可決または承認することに決定をいたしました。

次に、本委員会に今回付託されました請願を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第50号について執行部から状況の説明をお願いします。

○古里監理課長 請第50号公共事業における需給アンバランスの早期是正を求める請願について御説明申し上げます。

請願の趣旨といたしましては、公共事業予算の大幅な落ち込み、民間投資の低迷の中で、建設業者はわずかに減少している状況である。将来的にも、さらなる公共事業予算の削減が見込まれることから、入札契約制度の改革を通じて需給のアンバランスの早期是正を求めるものでございます。

建設業に対します県の基本方針でございしますが、本日、後ほど御報告を予定しております新熊本県建設産業振興プランに明記しておりますが、建設産業は、良質かつ必要な社会資本の整備、さらには、防災にすぐれた安全安心な地域づくり、地域経済及び雇用に大きく貢献することから、県としましては、引き続きその振興を図るというふうに行っているところでございます。

入札契約制度の改革につきましては、これまで多くの取り組みを行ってまいりました。一般競争入札の導入、それから、総合評価、試行拡大、さらには、電子入札、発注標準の引き下げ、最低制限価格の引き上げ等でございます。

入札改革は、関係者に与える影響が大きいことから、これまでも十分な検討を行い、実施してまいっております。建設業界を取り巻きます今後の状況も大変厳しいことから、今後も、これまで以上に慎重に、かつ十分な検

討を行ってから実施すべきだというふうを考えております。

需給のアンバランスの是正に直接影響するものとしては、2年ごとに実施をしております格付がございます。この格付につきましては、現在受付を行っている指名がえなどを踏まえまして、来年度当初をめどに、その手続を今現在進めているところでございます。

以上でございます。

○重村栄委員長 ただいま、請第50号につきまして監理課長から説明をしていただきました。これにつきまして、質疑はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 よろしいですか。

（「はい。」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

まず、請第50号について、いかがいたしましょうか。

採決でよろしいですか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 異議なければ、採択ということにしますが、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 では、異議がないようでございますので、請第50号は、採択することに決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りをいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査にすることを議長に申し出ることといたしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が4件あっており

ます。

まず、報告について執行部の説明を求めた後に質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から説明をお願いいたします。

○古里監理課長 監理課でございます。

監理課が所管します報告案件1、2、さらには、最後の5になりますが、説明させていただきます。

まず、報告の第1でございます。

新熊本県建設産業振興プランについてでございます。

新プランにつきましては、10月の建設常任委員会にて、素案の段階のものを御説明、御報告いたしました。その後、素案に対しまして、パブリックコメントを初め、建設業界などの業界、さらには外部の専門委員などから幅広く御意見をいただいたところでございます。それをできるだけ反映させますとともに、一部データ等の修正を行い、本日、新プランの成案として御報告いたすものでございます。

プランの3ページをごらんいただきたいと思っております。主な修正点のみを御報告申し上げたいと思っております。

3ページの上段でございますが、図表の4でございます。

本県における建設投資額と建設業許可業者数の推移に、平成21年度のデータを追加しております。従前は20年度まででございました。

その結果、右の方の上のグラフでございますが、建設業者数が7,128、それから、県内建設投資額は4,895億円となっております。

2ページの本文から下、3行目以降にも、そのような記載の数値の変更をしております。

次に、4ページをお願いしたいと思います。

下の図表、総資本経常利益率及び完成工事

高営業利益率の推移でございます。

さらに、ここにおきましても21年のデータを新たに追加しているところでございます。経常利益でございますが、マイナス0.20、それから、営業利益率がさらに悪くなっておりまして、マイナス1.33というような状況でございます。

これに伴いまして、同ページの本文の上から5行目以降の本文の文字、数値等の修正を行っているところでございます。

次に、7ページをお願いします。

図表13でございます。熊本県の投資的経費の見通しでございますが、素案では、平成21年2月に策定しました熊本県財政再建戦略を示しておりましたが、本年10月に、中期的な財政収支の試算の見通しが公表されております。これを新たに修正を行っているところでございます。

また、7ページの下の方でございますが、専門委員から、海外の建設市場への進出の可能性についての記述を追加したところでございます。

このほか、具体的な施策への期待など、多数意見をいただいておりますが、それにつきましては、より具体的な取り組みを示しますアクションプログラムによりお示しすることが適当と判断しております。

新たなアクションプログラムにつきましては、予算要求の結果等も踏まえながら、本年度中に取りまとめまして、改めて御報告させていただきますと思っております。

報告事項の1は以上でございます。

次に、報告事項の2、平成23年度・24年度の建設業者格付に係る変更事項でございます。

平成23年度及び24年度格付についてでございますが、去る11月19日に、指名願及び技術事項等評価項目の申請に係ります提出の要領を県公報に登載し、県のホームページなどで建設業者などの皆様にお知らせしているところ

ろでございます。

現在、作業を進めている真っ最中でございますが、受け付けは既に始まっておりまして、1月20日までというふうになっております。

まず、変更点でございますが、2つの点を変更、追加しておるところでございます。上の実線の四角の中をごらんいただきたいと思っております。

まず、新規学卒者の雇用でございます。

4月以降、建設業者の各団体や各地域の建設業者の方々に直接お会いする中で、やはり若手技術者の減少、さらには具体的には技術の承継への懸念など、多数意見をいただいたところがございます。

先ほど御説明しました新プランの中におきましても、若年技術者の確保と育成の必要性を掲げております。具体的格付におきまして、新規学卒者の雇用に積極的に評価加点することで、県としても、若手技術者の確保、雇用促進の支援に取り組みたいというふうを考えているものでございます。

次に、2の高度な技術等を要する土木一式工事の施工実績についてでございます。

同じく、新プランの中で、技術と経営にすぐれた建設業の育成についても言及しているところがございます。

今回から、より高度な工事の施工能力を持つ業者について加点を行い、建設投資が減少する中でも、より高い技術力を持つ企業が伸びていただけるよう、そのような考えから定めたものでございます。

なお、1及び2とも、どの程度の加点をするかについては、今後、指名願等、総合的な点の検討を行いまして決定することにしております。

報告事項の1及び2は以上のとおりでございます。

○内田都市計画課長 報告事項3をお願いい

たします。

公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例について御報告いたします。

この条例は、右の備考欄にありますとおり、文教治安常任委員会に付託されておりますが、当課担当の熊本県都市公園条例の改正が含まれておりますので、御報告させていただきます。

改正の趣旨につきましては、今議会で提案されている熊本県暴力団排除条例を受けまして、公の施設から暴力団を排除するため、関係条例を整備する必要があります。

次に、関係条例につきましては、熊本県都市公園条例ほか15条例の改正を行うものです。

改正の内容につきましては、熊本県都市公園条例ほか15条例について、使用の許可をしない場合及び使用の許可の取り消しなどを行う場合を定めた規定に「その使用が暴力団を利するおそれがあるとき」を追加するものです。

施行日につきましては、熊本県暴力団排除条例の施行日と合わせまして、平成23年4月1日です。

なお、本条例の主管課は警察本部・組織犯罪対策課でございます。

以上、簡単ではございますが、御報告申し上げます。

○澤井住宅課長 住宅課でございます。

報告事項4をお願いいたします。

熊本県高齢者居住安定確保計画の策定について御報告させていただきます。

まず、計画策定の経緯でございますが、高齢者の居住の安定確保に関する法律、略称で高齢者住まい法ですが、その一部が平成21年5月に改正されております。

その背景は、高齢化の進展、特に、高齢単身世帯、要介護高齢者の増加、さらに、住宅

のバリアフリー化の立ちおくれ、生活支援サービスつき住宅の不足でございます。

これらに対応するためには、住宅施策と福祉施策の連携が必要ということで、同法が、国土交通省所管から厚生労働省と共同で所管する法律に改められております。高齢者の状況に応じた住まいの生活支援、介護サービスが確保されるよう、対策が強化され、改正法の中にこの高齢者居住安定確保計画が位置づけられているものでございます。

その目的と意義は、住宅施策と福祉施策が連携して取り組むことで、効率的かつ効果的な行政運営が可能となる、また、一覧性を持つ計画を策定することで、施策の透明性を確保し、高齢期の住まいへの不安解消につながるものでございます。

策定に当たりましては、有識者検討委員会を設置して、御意見を伺いながら土木部と健康福祉部が共同で策定を進めております。

計画概要でございますが、期間は平成23年度から平成26年度までとしております。

左側の現状と課題でございますが、まず、高齢者が居住する住宅のバリアフリー化がおくれている、多様なニーズに対応した住まいの供給が求められている、支援サービスの質の確保、向上と事業者の適正な運営が求められている、老人ホームや高齢者専用の賃貸住宅など、住まいの種類や役割がわかりにくく、相談体制も不十分である、高齢者の単身世帯、認知症高齢者の増加により、地域全体での支援が必要であるなどでございます。

次に、理念と基本的視点でございますが、まず1点目が、高齢者の意思及び尊厳の尊重、そして地域とのつながり、そしてユニバーサルデザインの3点を掲げております。

そして、4つの目標を掲げておまして、まず1つ目が、多様なニーズに応じた住まいの確保として、ケアつき住まいの供給などを促進します。2つ目が、住まいとサービスの充実と質の確保として、在宅での生活を支え

るサービスの整備促進を進めます。3つ目が、入居の支援体制の充実として、情報提供、相談体制の整備などを進めます。4つ目が、地域で支えるサポート体制の構築として、交流拠点の整備を促進します。

そして、目指す姿といたしまして、高齢者が安全に安心して生き生き暮らす住まいの実現を図ってまいります。

右の上の策定スケジュールでございますが、今後は、来年1月に第3回有識者検討委員会を開催いたしまして、1月から2月にかけてパブリックコメントを行い、3月に当委員会に報告し、その後、公表を行うこととしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○古里監理課長 最後になりますが、報告事項の5でございます。

緊急総合経済対策に伴います事業の早期執行についてでございます。

まず、資料の1の国の方針についてでございますが、国において、円高・デフレ対応として、緊急総合経済対策関連の補正予算が先月成立しておりますが、これを受けまして、本県でも、補正予算を組み、県議会に御提案申し上げるところでございます。

その執行に当たりましては、緊急経済対策という趣旨にかんがみまして、県としても、できる限り迅速な発注、契約に努めていきたいと考えております。

そこで、早期発注に向けて、県の入札に関する運用を本資料のとおり取り扱うこととしておりますので、御報告いたします。

資料の3、具体的事項の欄をごらんいただきたいと思えます。

現在、本県におきましては、3,000万以上の工事の発注は、原則としてすべて一般競争入札により行っておりますが、これを来年1月から3月に入札公告を行うもので、9,000

万円未満のものに限りまして指名競争入札により発注できるように取り扱うこととしております。

また、入札契約に要しております標準的な処理日数についてでございますが、一般競争入札の事後審査型で申しますと約40日、一方、指名競争入札では約20日と、半分の期間に短縮できるメリットがございます。

このようなメリットを生かしながら、早期発注、契約を行うことで、前金払いの請求などによって補正予算等の効果が建設市場に対して早期に波及できることが期待されるというふうに考えております。さらに、県予算の明許繰越額の縮減にも貢献できることなどが今回の措置のねらいでございます。

もちろん、一般競争入札を指名にすることで懸念されます指名の不透明さや事務処理の不公平さがないよう努めてまいることとしております。

なお、この取り扱いは、昨年度の繰越予算と現年度の予算の未執行分も含めた県の土木部と農林水産部共通の取り組みとして行っていくこととしております。

報告5については以上でございます。

○重村栄委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありますか。

○森浩二委員 監理課長に、この報告2ですけれども、高度な技術を要するトンネル工事とPC橋なんですけれども、どれくらい県内業者に発注しているんですか。橋梁あたりは、長さとかなんとかあるとですか。

○古里監理課長 これは例示でございますが、PC上部工で、21年度が6件でございます。そういうような状況でございます。

○重村栄委員長 トンネルは。

○古里監理課長 申しわけありません。ちょっと数を把握しておりませんので、出しておりません。

○森浩二委員 件数の少なかなら、加点するというけど、加点されぬでしょう。基礎工事あたりはわかるんですけども、橋梁なんかは、長大橋になれば地元には出ないと思うんですよね。長さはどれぐらいまでが地元の業者に出すのか。

○古里監理課長 今回は、平成12年からの実績も含めて御報告いただくということにしておりまして、あと、JV関係とか、県が把握できていないものも含めて御報告いただきたいというような趣旨で、今回指名願の中に入れているというような状況でございます。

○森浩二委員 じゃあ、12年間分の実績を入れるということですか。

○古里監理課長 そのとおりでございます。

○重村栄委員長 何かありますか。

○猿渡道路整備課長 補足で、道路整備課でございます。

PC橋上部工につきましての地元発注ということでございます。平成20年11月から、土木部におきましては、特定建設工事共同企業体の運用拡大ということで、PC橋上部工の発注について見直しを行っております。

その中で、小規模で難度の低いPC工事につきましては、県内の施工経験を有する会社ということで、そこにつきましては発注するようにしております。結果は、余り資料はございませんけれども、平成20年度で、県が発注した分を見ておきますと、正確にはちょっとあれですけれども、20橋ほどございます。

同じく、21年度もそのぐらいでございます。そういう状況でございます。

○重村栄委員長 ほかに質問はございませんか。

○井手順雄委員 関連でいいですか。結局、今おっしゃるごと、特Aクラスの人たちは、そういう経験が豊富ですよ。Aクラスの上部はあるかもしれぬけれども、なんか不公平感が出てくると思うとですたいな、業者間の中で。そこら辺は、説明されたパブリックコメントのときに、そういう業者からの御意見というのはどういう意見があったですか。そういうBクラス、Aクラスが、こういった特殊工事において加点すると、我々はそういう実績がないという業者もあったはずと思うんですね。そういう人たちの意見というか、そういう人たちに対してはどういった配慮があるわけですか、なら、逆に言うならば。

○古里監理課長 今回のこの高度な技術につきましては、新しいプランをつくる中で、やはり技術を持った業者の皆さんにしっかり育てていただきたいという大きな方針がございます。その中で、今回、こういうような、新卒者ととも高度技術者を育成していくという方向性を打ち出したものでございます。

今後、私どもも、正直申し上げまして、ちょっと今回初めての試み、手探りの状況でございますので、今回、いろんな指名願の中にどういうふうな実績が出てくるのか、それも含めて十分検討したいと思っておりますので、将来的な大きな検討課題であって、それは、先ほど申しましたように、技術のある企業をどういうふうにして私どもが支援していくかということの流れの中で、今考えているところでございます。

○井手順雄委員 そういうことであれば、例

えば発注を——そういう経験をさせてやらないかぬと、県内業者にね。発注の仕方で、JVを組んで、経験がないところはさせて、コリンズあたりにでも登録できるような体制をつくって行きたいとか、そういったやっぱり前向きな考えを持っていかぬと、そういう技術を持たれた、それは特定業者だけですよ。そういった技術を習得するような機会をやっぱりつくっていくというのも、これは県の役割だろうというふうに思うけんが、例えば、関係ないけれども、要望とか上がっていますけれども、JVで発注してくれと、そういう経験をさせてくださいとか、そういった要望がたくさん来るとるわけですよ。そこら辺は、あわせてそういった格付とか、そういった方向に持っていったらいいのかなと思うけれども、どう思いますか。

○古里監理課長 私ども土木部のスタンスとして、やはり県内企業の育成、県内企業でできるものについては県内企業に発注するという大きな前提、これは私どもとしてはもう憲法に近いものという認識で考えております。

その流れの中で、やはりいろんな取り組みをやってまいっております。JVの話にしてもしかりですね。そういうものを、個々に現場の御意見をお聞きしながら、いかに熊本県の建設業の技術力を伸ばしていくことが必要かということの基本方針の中で、今後も県議会の御意見、御支援をいただきながらしっかり頑張っていきたいと思っております。

○井手順雄委員 ばってん、この間の建築の部分で、設計を、県外業者の基礎工事しかできぬような設計を組むような、今地場企業とおっしゃったけれども、それじゃいかぬと思うとたい。やっぱり県内業者で今おっしゃったごと思うなら、そういう形にさせていただきたいし、また、今回の建設産業プラン、これはもう立派なもの。私は、今回は褒めますけ

れどもね。やっぱり業界のことをいろいろ考えられているというのはよくわかります。他県に比べたら、熊本県が一番先進的な考えであらうというふうに思います。

そういったのを評価しつつ、なおかつ、やはり今おっしゃったように、地場の企業の育成というのが一番ですから、それが基本ですよ。そういった、皆さんが新しい技術を取り入れられるような発注の仕方だとか、格付とか、そういうのもしっかり配慮してやっていただきたいと、今後ともお願いいたします。要望です。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。

○上田泰弘委員 1点だけ要望をさせていただきます。

建設産業振興プラン、この前部会でもちょっとお話ししました。この前、またある団体の方々との意見交換させていただいたんですけども、やっぱり建設業の方々もおっしゃいますし、この前は全然違う団体だったんですけども、やっぱり話が出るのが、適正な下請というか、話を聞くと、どうもやっぱり設計変更なんか、もうやってもらわなければいけないけれども、それをせずにやっている、まあおわかりになると思いますけれども、そういう話がやっぱり出るんですよ。

ですから、どこもかしこもそういうことをされているとは思いませんけれども、面倒くさいとか、いろんな理由があるのかもしれませんが、それはやっぱり下につく人が泣く目に遭うんじゃないかと、ちゃんとその辺は、例えば本庁であつたり、それぞれの局で対応していただくように、もう一度共通の認識を持っていただければと思いますので、これは御要望をさせていただきます。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。一質疑がないようでございますので、これを

もちまして報告に対する質疑は終了いたします。

そのほか、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 ないようでございますので、以上で本日の議題はすべて終了をいたしました。

最後に、陳情等が9件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第7回建設常任委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午前11時18分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長